ゴールドマン・サックス　NEXT STEP 奨学金（2026 年度）

募集要項

オンライン応募→
https://x.gd/39Zvz

支援対象・支援内容

趣旨・目的：経済的な理由によって挑戦や体験の機会が限られているこどもたちの「やってみたい」という思いを応援し、独自のアイデアや強い動機を持って新たな活動に挑戦し、自らの成長につなげようとする高校生に機会を提供する。

対象：現高校 1 年生・2 年生または相当する年齢(詳細は応募要件参照)。収入要件あり。
支援内容：1 名につき合計 30 万円(2 回の分割支給、返済義務のない給付型奨学金)
採用予定人数：60 名
応募期間：2026 年 11 月 18 日(水)～2026 年 12 月 26 日(土)18 時（オンライン応募)
支給時期：第 1 回：20 万円(2027 年 4 月予定)。第 2 回(2027 年 10 月予定)：10 万円。
※第 2 回支給前に、中間報告および追加審査あり。
※対象となる活動期間：原則、2027 年 4 月～2028 年 3 月。支出時期がこの期間に該当しない場合は、要相談。
※審査：第 1 次審査(オンライン応募審査)、第 2 次審査(動画・所得証明等提出)。所得・家庭状況、意欲、活動計画などを総合的に審査。

応募要件

以下①～④をすべて満たすこと。

① **高等学校第 1 学年または第 2 学年、4 年制高等学校の第 1～第 3 学年、5 年制高等専門学校の第 1～第 4 学年**に在学中、**または**、**2009 年 4 月 2 日～2011 年 4 月 1 日生まれ**。
※学校在籍の有無は不問、※最終学年は対象外

② **将来の目標や活動計画が明確**で、奨学金の予定使途が、**目標の実現や活動に必要な費用**である。
※応募時に使途計画書を提出。「奨学金使用計画作成ガイド」参照。
※対象分野：受験・進学、研究・探究、スポーツ・芸術、起業、コミュニティ活動、留学・海外研修など、分野の指定はなし。
※学校の部活・クラブ・グループ等での活動も対象となるが、団体でなく個人の支出が対象

奨学金使用計画作成ガイド→
https://x.gd/TfmII

③ **応募締切日時点で応募者本人が日本国内に居住中**。
※外国籍の場合は日本の在留資格または永住資格がある方。日本への留学を目的に滞在する外国籍の方は対象外。
※応募締切後に海外留学予定の方は対象、応募締め切り日時点で既に留学中の方は対象外。
※保護者が海外在住等で直近の課税証明書を提出できない場合は対象外(提出は 1 次審査通過者のみ)。

↓次ページへ続く

④ 保護者・生計維持者の**令和 7 年(2025 年)の合計収入**が、次表の基準未満。(所得でなく、控除前の収入)

子どもの数（23 歳未満）	給与収入基準	事業所得基準
1 人	520 万円	338 万円
2 人	580 万円	377 万円
3 人	640 万円	416 万円
4 人	700 万円	455 万円
5 人以上	760 万円	494 万円

給与所得者：所得控除前の給与収入額。(源泉徴収票の“支払金額”、または課税証明書の“給与収入”)

個人事業主：売上－経費。(課税証明書上の“営業等所得”)

※子どもの数は、同一家計の 23 歳未満の子ども。

※世帯の収入合計額で判定。単身赴任等の別居保護者、同一世帯の生計維持者(祖父母等)を合算。

※応募者が、離婚後の別居親・親族等の税申告上の扶養に入っている場合、その別居親・親族の収入も合算。

※遺族年金・障害年金・生活保護費・養育費・その他公的な手当は収入に含めない。

※保護者・生計維持者が海外居住中等で直近の課税(非課税)証明書を提出できない場合は、対象外。

※社会的養護のもとにある場合、応募者本人の収入のみ。

例：児童養護施設・自立支援施設での養育、里親による養育(親族里親含む)。里親委託のない親族養育は対象外。

※離婚協議中・調停中・婚姻費用請求中の実質ひとり親世帯は、実質ひとり親の収入で判定。別居の事実のみの場合は対象外。

※1 次選考通過者のみ、保護者・生計維持者全員の課税(非課税)証明書、社会的養護の場合は施設の在籍証明書、実質ひとり親の場合は課税(非課税)証明書および離婚協議・調停に関する書類の画像提出要。

支給条件

・活動報告の提出（中間・終了）

・受給期間終了後のアンケート回答、・オンライン報告会への参加（実施検討中）

・支給後 3 年間の追跡調査アンケート回答

※中間報告の内容により、第 2 回支給を見送る場合あり。

※金額の大きい費目について領収証の提出を依頼する場合あり。

その他

・他の奨学金との併給可。

・生活保護受給世帯において、奨学金は収入認定されない取扱いがありますが、担当ケースワーカーへの確認をお願いします。

参考：厚生労働省「生活保護法による保護の実施要領について」第 8 の 3（3）エ「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」 https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta8431&dataType=1&pageNo=1

問合せ先

認定 NPO 法人キッズドア　奨学金事務局

メールアドレス： **nextstep@kidsdoor.net**（電話対応はしておりません）

選考方法・スケジュール

2026 年 11 月 18 日(水)～2026 年 12 月 26 日(土)18 時締切

オンラインフォームによる応募　https://x.gd/39Zvz

入力項目：家庭状況、自己アピール・予定する活動についての作文、奨学金の使用計画等。

「奨学金使用計画作成ガイド」参照：https://x.gd/TfmII

↓

1 次選考：応募フォームによる書類審査

↓

2027 年 2 月上旬：1 次選考結果通知

↓

3 月上旬：1 次選考通過者による動画提出（オンライン）※詳細は 1 次選考通過者にお知らせします

＜提出書類＞

・保護者・生計維持者全員の課税(非課税)証明書。必要に応じて、施設等の在籍証明書、里親委託措置証明書、離婚調停・協議等がわかる書類

・学生証、または生年月日を確認できる公的書類（健康保険証等）

・奨学金使用計画書（1 次選考時から変更がある場合）

↓

2027 年 3 月下旬：2 次選考結果通知

↓

2027 年 4 月：1 回目支給(20 万円)

↓

2027 年 4 月～9 月：活動期間

↓

2027 年 9 月：中間報告

↓

2027 年 10 月：審査後、2 回目支給(１０万円)

↓

2027 年 10 月～2028 年 3 月：活動期間

↓

2028 年 4 月：最終報告、最終アンケート